

食料・農業・農村基本法の見直しに関する提言

北海道の農業は、稲作・畑作・酪農業など土地利用型農業を中心に、専門的経営を主体として、安全・安心な食料の安定供給と国土・環境の保全など多面的機能の発揮に大きな役割を果たすとともに、本道経済・社会を支える基幹産業として重要な位置づけにあります。

しかしながら、世界をめぐる情勢では、頻発する自然災害による農地の損失や食料の生産基盤が脆弱化し、食料不足が懸念されているなか、コロナ禍やウクライナ侵攻など世界経済を大きく揺るがす状況変化によって、我が国においても、輸入依存度の高い穀物やエネルギーの価格高騰を発端として、国民生活に直結する食料品や電気料金の更なる値上げが家計を圧迫しています。

また、農業分野においても、米、砂糖、牛乳・乳製品などの在庫滞留が続いており、燃油・肥料・飼料等の生産資材高騰などによって農業経営が厳しさを増しています。

このため、国においては、食料・農業・農村基本法の検証と見直しに向けて、新たな政策の展開方向について議論を重ねており、生産現場の意見を反映した実効性ある施策を実現することが急務となっています。

ついては、農業者が将来に渡って安心して営農ができるよう、国内農業の経営安定と食料安全保障の強化が図られる食料・農業・農村基本法の見直しに向けて、下記事項を強く要請致します。

記

I. 基本理念の堅持と食料安全保障政策の強化について

1. 持続可能な農業の発展を図る基本法理念の堅持

食料・農業・農村基本法の見直しにあたっては、現行法で掲げる「食料の安定供給の確保」「多面的機能の発揮」「農業の持続的な発展」「農村の振興」の4つの基本理念を堅持し、食料安全保障としての農業予算を拡充したうえで、持続可能な国内農業の発展を図る施策を構築すること。

2. 国内自給を基本とした食料安全保障政策の確立

国民への食料の供給については、輸入に依存しない国内自給を基本とし、豊凶時の対応を含めた主要農畜産物の新たな備蓄制度の構築や、海外への食料援助等輸出体制の整備を図るなど食料安全保障政策を確立すること。

また、国内需給調整は、生産者と団体が主として行っていることに鑑み、食料安全保障の観点から、国も責任をもって実施する役割を明確化し、国内農業基盤を維持増進させる国内需給調整システムの構築を図ること。

3. 環境に配慮した循環型農業の位置づけ

地球温暖化防止やSDGsへの取組みなど環境に配慮した農業が世界的にも求められており、昨年制定されたみどり新法の推進を図る観点から、国内資源の有効活用や緑肥休閑作物の導入等による輪作体系の維持など循環型農業の促進を基本法の理念に位置付けること。

また、循環型農業の促進については、持続的な農業発展にも繋がるため、国は取組む農業者への万全な後押しとして制度の構築や予算の確保に努めること。

II. 食料の安定供給の確保（食料政策）について

1. 国内農業生産の増大と輸入が国内生産に影響を与えない仕組みの構築

平時からの食料安全保障を強化するため、現行法で国内農業生産の増大を図ることを基本としていることから、食料自給率の向上に努めることを明記すること。

特に、輸入依存度の高い品目や飼料作物の自給率を高めるための実効性ある具体的な施策を講ずること。また、輸入農畜産物が国内生産に影響を与えない仕組みを構築すること。

2. 国内調達を可能とする生産資材の安定供給と備蓄制度の確立

食料生産に欠かせない燃油・肥料・飼料などの生産資材については、世界情勢の変化や輸入に依存している実態などを踏まえ、国内で調達を可能とする安定供給体制を構築すること。

また、労働力不足による商品づくりや流通体制の構築とあわせて、国内資源の有効活用、備蓄制度の確立などを図ること。

3. 再生産可能な価格形成の構築と国民への理解醸成

今般の世界情勢の変化による急激な物価高騰に対しては、国の責務の下で合理的な価格と良質な食料の供給が安定的に提供できるよう対策を図ること。

また、価格転嫁に対する国民への十分な理解醸成を図りつつ、生産コストの増加が当該年の販売価格に反映できるなど農業者が再生産可能となる価格形成の仕組みを構築すること。

III. 農業の持続的な発展（農業政策）について

1. 直接支払制度の確立

家族農業・農業法人など多様な農業形態の維持・存続に向けて、農業者が安心して営農できる再生産可能な所得が確保されるよう、基礎的な直接支払制度（岩盤政策・標準的な生産費と販売価格との差額補填）を経営安定政策として確立すること。

2. 農業経営の安定を図るセーフティネット対策の強化

将来にわたって農業経営の安定に資する制度として経営所得安定対策や農業共済制度など既存のセーフティネット対策を堅持するとともに、農業者の意見を反映させた制度の改善や拡充・強化を図ること。

併せて、食料事情の変化等による燃油・肥料・飼料の生産資材高騰など生産コストの急激な増加時に対しては、国の責務のもとで別途の経営安定対策を講ずることを明記すること。

3. 専業農家への施策の強化、多種多様な担い手の育成、労働力の確保

持続的な農業経営のために専業農家への施策を強化するとともに、家族経営など多種多様な担い手の育成・確保に向けて、後継者や新規就農者などが将来に渡って地域を支える経営者となれるよう支援策を講ずることを明記すること。

併せて、食料自給率の向上や農畜産物の安定供給を図るため、労働力の確保に向けた施策を強化すること。

4. 農業基盤整備の継続的な実施と優良農地の確保

農業の持続的な発展と食料を安定的に供給していくため、継続的な土地改良などの農業基盤整備の実施とともに予算の確保を図ること。併せて、優良農地の確保並びに農地の集積・集約化への支援策を講ずるとともに、優良農地の転用規制・農地の不適切な利用を防止することを明記すること。

また、食料安全保障の強化のため、近年頻発する自然災害等に対しては、防災・減災対策として、農業・農村地域を守る観点から、農業での国土強靱化対策を講ずること。

5. 農業の循環機能の維持・増進を図る施策の強化

CO₂排出量削減など地球温暖化防止に向けた環境に配慮する農業生産の推進にあたっては、単に化学農薬及び化学肥料などの削減への取組みにとどまらず、有機農業の拡大や国内資源の有効活用などを含めた循環型農業の推進を図る支援策を講ずることを明記すること。

併せて、農業者のみならず企業など国民全体で意思疎通を図る必要があることから、国として達成に向けた政策を推進すること。

IV. 農村の振興（農村・環境政策）について

1. 産業政策の検証と地域政策との一体的な推進

これまでの効率優先、競争力強化による大規模農業を中心とした産業政策の偏重によって、農村地域の人口減少、離農の加速化など農村振興とは逆行した政策になっていないか検証するとともに、産業政策と地域政策は車の両輪であることを基本法に明記し、政策の一体的推進を図ること。

2. 農村地域の維持・発展に資する総合的な地域政策の推進

- 1) 農村地域の維持・発展に資するため、地域コミュニティの維持、農村への移住・定住促進や環境保全への取組みなど、多様な農業者が将来にわたり地域で営農ができる総合的な地域政策を講ずることを明記すること。
- 2) 新規就農者など多様な農業形態の確保のため、①しごとを生み出す環境整備、②移住しやすいライフラインなどくらしができる環境整備、③農業が活力にあふれ、若者が農村地域に魅力を持てる環境整備のための施策を講ずること。

3. 多面的機能評価による直接支払制度の確立

農業・農村が有する多面的機能については、その役割と機能の発揮を掲げる基本理念を維持しつつ、自然災害等により一層多面的機能の重要性が高まっていることから、将来に渡り持続可能な農業を維持する観点からも、価値評価を有償化し、その維持・発揮に対する直接支払制度として確立することを明記すること。

4. 中山間地域等直接支払の継続・強化

中山間地域等直接支払については、現行の理念を堅持しつつ、条件不利による耕作放棄や頻繁に起こる豪雨による土砂崩壊防止など農地の維持のほか、農村の維持や人命を守る重要な制度であることから、引き続き平場と不利地との生産条件格差相当分を補てんする制度として継続・強化すること。

V. 食料・農業・農村基本計画等について

1. 基本計画策定の維持と実効性確保

食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための食料・農業・農村基本計画については、引き続き5年ごとの策定を基本とすること。

また、食料自給率などの目標設定については、これまで以上に実効性を確保する具体的な施策の強化と予算の確保を図るとともに、年次ごとに目標達成に向けた施策の有効性の評価を行うこと。

2. 急激な世界の食料事情の変化に伴う農業者への影響回避対策

予期せぬ自然災害や侵攻、感染症の蔓延などにより急激な世界の食料事情の変化で基本計画の目標と相反する需給環境に陥った場合には、食料安全保障の観点から、農業者の作付や経営に影響を及ぼさないよう国が責任をもって需給調整及び経営安定対策などを講ずること。

2023（令和5）年 5月

北海道農民連盟

委員長 大久保 明義